（水産業体質強化推進室並びに企画官、水産制度専門官及び新規就業専門官）

第五百三十二条　企画課に、水産業体質強化推進室並びに企画官二人、水産制度専門官一人及び新規就業専門官一人を置く。

2～6　（略）

（水産物貿易対策室並びに水産加工専門官、水産加工雇用・労働専門官、水産流通指導官、漁獲証明専門官、水産物貿易交渉官及び輸出証明指導官）

第五百三十四条　加工流通課に、水産物貿易対策室並びに水産加工専門官、水産加工雇用・労働専門官、水産流通指導官、漁獲証明専門官、水産物貿易交渉官及び輸出証明指導官それぞれ一人を置く。

2～8　（略）

（削る。）

9　（略）

（外国漁船対策室並びに漁業監督指導官、上席漁業監督指導官、情報分析管理官及び外国漁船取締企画官）

第五百三十九条　漁業取締課に、外国漁船対策室並びに漁業監督指導官三十三人、上席漁業監督指導官三人、情報分析管理官一人及び外国漁船取締企画官二人を置く。

2　外国漁船対策室は、外国漁船の取締りに関する総合的な企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。

3　外国漁船対策室に、室長を置く。

4　（略）

5　上席漁業監督指導官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び同項の事務の一部を総括する。

（削る。）

6・7　（略）

（削る。）

（北海道漁業調整事務所に置く課等）

第五百五十条　北海道漁業調整事務所に、次の三課並びに漁業監督指導官十六人及び上席漁業監督指導官一人を置く。

総務課
資源課
漁業監督課

（削る。）

第五百五十四条　（略）

（漁船検査官の職務）

第五百五十八条　漁船検査官は、漁船の検査に関する事務をつかさどる。

（水産業体質強化推進室、企画官、水産制度専門官及び新規就業専門官）

第五百三十二条　企画課に、水産業体質強化推進室、企画官三人、水産制度専門官一人及び新規就業専門官一人を置く。

2～6　（略）

（水産物貿易対策室並びに水産加工専門官、水産加工雇用・労働専門官、水産流通指導官、漁獲証明専門官、水産物貿易交渉官、水産物輸出促進専門官及び輸出証明指導官）

第五百三十四条　加工流通課に、水産物貿易対策室並びに水産加工専門官、水産加工雇用・労働専門官、水産流通指導官、漁獲証明専門官、水産物貿易交渉官、水産物輸出促進専門官及び輸出証明指導官それぞれ一人を置く。

2～8　（略）

9　水産物輸出促進専門官は、水産物の輸出の促進に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

10　（略）

（漁業監督指導官、首席漁業監督指導官、次席漁業監督指導官、情報分析管理官、外国漁船取締企画官及び外国漁船検査官）

第五百三十九条　漁業取締課に、漁業監督指導官三十三人、首席漁業監督指導官一人、次席漁業監督指導官三人、情報分析管理官一人、外国漁船取締企画官二人及び外国漁船検査官一人を置く。

（新設）

2　（略）

3　首席漁業監督指導官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び同項の事務を総括する。

4　次席漁業監督指導官は、命を受けて、第二項の事務を行い、及び同項の事務の総括に関し、首席漁業監督指導官を補佐する。

5・6　（略）

7　外国漁船検査官は、寄港する外国漁船の検査に関する事務並びに外国漁船の寄港に関する連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（北海道漁業調整事務所に置く課等）

第五百五十条　北海道漁業調整事務所に、次の三課並びに漁業監督指導官十六人、上席漁業監督指導官一人及び漁船検査官一人を置く。

総務課
資源課
漁業監督課

（漁船検査官の職務）

第五百五十四条　漁船検査官は、漁船の検査に関する事務をつかさどる。

第五百五十四条の二　（略）

（漁船検査官の職務）

第五百五十八条　漁船検査官は、第五百五十四条の事務をつかさどる。